

第6回滝沢市農業委員会総会会議録

1 日時 令和5年12月25日(月) 午前10時45分

2 場所 滝沢市役所本庁舎 4階 中会議室

3 日程

- 日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 業務報告について
日程第 4 議案第 1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について
日程第 5 議案第 2号 農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について
日程第 6 議案第 3号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について
日程第 7 議案第 4号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
日程第 8 議案第 5号 農地法第30条の規定による利用状況調査に係る非農地の判断に対する可否の決定について
日程第 9 議案第 6号 滝沢市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定について
日程第10 報告第 1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について
日程第11 報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第12 報告第 3号 農地転用届出の確認事務報告について

4 出席委員

農業委員

- 2番委員 吉清水 秀明
3番委員 主濱 学
4番委員 佐藤 恵一郎
5番委員 熊谷 喜彦
6番委員 高橋 敏彦
7番委員 勝田 徹
8番委員 太田 豊
9番委員 駿河 信一 以上8名

農地利用最適化推進委員

- 南部地区担当 武田 美紀
東部地区担当 幅 和弥 以上2名

5 欠席委員

農業委員

- 1番委員 新田 義修 以上1名

6 説明のために会議に出席した者

農業委員会事務局	事務局長	佐々木 澄子
同	主任主査	細川 直樹
同	主査	高橋 昂希

開会時刻 令和5年12月25日（月） 午前10時45分

佐々木事務局長 只今より第6回滝沢市農業委員会総会を開会いたします。
駿河信一会長よりご挨拶をいただき、引き続き議事進行をお願いいたします。

駿河会長 挨拶（略）

議長 只今の出席委員は農業委員が8名であります。定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。
なお、本日は推進委員2名が出席しております。

議長 日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。
本案件につきましては会議規則第11条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、ご指名申し上げます。
議事録署名人につきましては2番吉清水秀明委員と4番佐藤恵一郎委員を指名します。
書記には事務局の細川主任主査と高橋主査を指名します。

議長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。
本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

議長 日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

佐々木事務局長 第6回滝沢市農業委員会総会業務報告、令和5年11月25日から令和5年12月25日までの分の報告となります。議案書は2ページ及び3ページをご覧ください。

（第5回総会開催日の翌日以降の業務実績を報告）

議長 それでは議事に入ります。
日程第4、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請に対

する意見の決定についてを議題といたします。なお、事前にご説明しましたが議案の朗読説明は省略とし、補足説明のみといたします。

事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について補足説明いたします。案件は1件です。議案書は5ページから7ページまでをご覧ください。

整理番号1番の申請内容及び意見書案につきましては、議案書記載のとおりとなっております。本件は申請地の隣接地に電気通信事業法に基づき認定電気通信事業者が中継施設いわゆる携帯電話基地局を設置することに伴い、その工事を請け負った事業者が工事用の仮設用地として隣接する土地と併せて約5か月間使用するというものであります。申請地は農振農用地区域にある農地ではありますが、農業振興地域整備計画の達成に支障がないと判断される場合には3年以内の一時転用であれば認められるとされていることから許可相当の意見になるものと見られます。また、資金計画は全額自己資金によるものであり、金融機関からの残高証明により事業の確実性について確認しているところです。

以上で補足説明を終わります。

議長 今回の現地調査は、熊谷喜彦農業委員、武田美紀推進委員、幅和弥推進委員が行っております。

本案件の現地調査報告を武田推進委員にお願いします。

武田推進委員 推進委員の武田です。それでは私の方から議案第1号について、令和5年12月14日に熊谷農業委員と幅推進委員の3人により現地調査を実施しましたのでご報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、岩手銀行滝沢支店から南東へ約680メートルの所にあります。周囲の状況は、東側及び南側は農地、西側は道路及び水路を挟み宅地、北側は道路及び水路を挟み農地になっていました。

以上について調査の結果、申請地は日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。
議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙

手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第5、議案第2号、農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題といたします。
事務局より説明させます。

高橋主査 それでは議案第2号について補足説明させていただきます。議案書は9ページ及び10ページをご覧ください。

案件は所有権移転が1件です。

整理番号1番は10月総会で議決いただいた案件と合わせて買い受ける予定としていた農地でしたが、抵当権の抹消が済んでいなかったため抹消手続完了後、今回のタイミングで売買手続を行う案件です。

以上、議案第2号については、経営面積、従事日数等旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を熊谷農業委員にお願いします。

熊谷農業委員 農業委員の熊谷です。それでは私の方から議案第2号についてご報告申し上げます。

議案第2号の農地につきましては、農地として活用していることが確認できました。農地の全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてであります。事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもありますとおり、今回権利の移転を受ける方が権利を得ている農地は全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から見て耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上で議案第2号の現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。
議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題といたします。
本案件の整理番号294番につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与の制限があり、7番勝田徹委員が該当します。
つきましては、最初に整理番号294番を審議し、次に整理番号1番から293番まで及び295番から310番までを審議することについてご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、最初に整理番号294番を審議し、次に整理番号1番から293番まで及び295番から310番までを審議することとします。
それでは、整理番号294番を審議します。議事参与の制限があります7番勝田徹委員の退席を求めます。

(7番勝田徹委員退席)

議長 事務局より説明させます。

高橋主査 それでは私の方から議案第3号のうち整理番号294番について補足説明させていただきます。議案書は138ページ及び148ページをご覧ください。
整理番号294番は、一本木・加賀内地区における地域集積協力金事業により地元の認定農業者へ権利の設定がなされたものです。
以上、議案第3号のうち整理番号294番については、経営面積、従事日数等旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。
以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を熊谷農業委員にお願いします。

熊谷農業委員 農業委員の熊谷です。それでは私の方から議案第3号のうち整理番号294番についてご報告申し上げます。
整理番号294番の農地につきましては、農地として活用していることが確認できました。農地の全部効率利用の関係及び地域との

調和要件についてであります。事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもありますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から見て耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上で議案第3号のうち整理番号294番の現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。
議案第3号のうち整理番号294番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第3号のうち整理番号294番は原案のとおり決定いたしました。
7番勝田徹委員の入場を許可します。

(7番勝田徹委員入場)

議長 7番勝田委員にお伝えします。只今の議案につきましては、原案のとおり決定いたしました。

議長 次に整理番号1番から293番まで及び295番から310番までを審議いたします。
事務局より説明させます。

高橋主査 それでは私の方から議案第3号のうち整理番号1番から293番まで、295番から310番までを補足説明させていただきます。議案書は12ページから150ページまでをご覧ください。

案件は全て一括方式であり、いずれも柳沢地区及び一本木・加賀内地区における地域集積協力金事業により権利の設定がなされたものです。なお、遊休農地を所有し次年度からそこを自作するという者につきましては、遊休農地を解消することを約束とする誓約書に自筆いただくことで事業に参加いただきました。

以上、議案第3号のうち整理番号1番から293番まで及び295番から310番までについては、経営面積、従事日数等旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えら

れます。
以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を熊谷農業委員にお願いします。

熊谷農業委員 農業委員の熊谷です。それでは私の方から議案第3号のうち整理番号1番から293番まで及び295番から310番までについてご報告申し上げます。

本案件の農地につきましては、一部耕作されていない農地も見受けられましたが全体としては農地として利用または保全管理されていることが確認できました。また、耕作されていない農地につきましては、事務局からの説明があったとおり事業をきっかけに次年度から耕作する者が適正に利用していただくことを期待しますが、事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもありまして、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から見て耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上で議案第3号のうち整理番号1番から31番まで及び35番から84番までの現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第3号のうち整理番号1番から293番まで及び295番から310番までについて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号のうち整理番号1番から293番まで及び295番から310番までについては原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第7、議案第4号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定についてを議題といたします。

事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第4号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定について

を補足説明いたします。案件は1件です。議案書は152ページ及び153ページをご覧ください。

整理番号1番は、航空写真等により調査したところ農地でなくなつてから既に20年以上経過していることから、要領に基づき判断しますと証明することに問題はないものと考えられます。

以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を幅推進委員にお願いいたします。

幅推進委員 推進委員の幅です。それでは私の方から議案第4号について、現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、一本木中学校から東へ約750メートルの所にあります。周囲の状況ですが、東側及び南側は農地、西側及び北側は雑種地になっており、現地は西側にある自動車整備工場の敷地と一体となって自動車や大型トラック等が置かれており、長年に渡り駐車場等として使用されていた様子が確認できました。

以上について調査の結果、申請地は耕作されておらず、既に農地性はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第8、議案第5号、農地法第30条の規定による利用状況調査に係る非農地の判断に対する可否の決定についてを議題といたします。

本案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与の制限があります。整理番号3番及び31番は7番勝田徹委員が該当します。また、本案件の整理番号5番につきましては、現地調査報告のため出席しております武田美紀推進委員も関係する案件ですが、農地利用最適化推進委員は農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限には該当しません

ので退席の必要はありません。

武田推進委員 審議しやすいように退席を希望いたします。

議長 本人からの申し出がありましたので、武田推進委員の退席を許可します。

(武田美紀推進委員退席)

議長 つきましては、最初に整理番号3番及び31番を審議し、次に整理番号1番、2番、4番から30番まで及び32番から49番までを審議することについてご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、最初に整理番号3番及び31番を審議し、次に整理番号1番、2番、4番から30番まで及び32番から49番までを審議することとします。

それでは、整理番号3番及び31番を審議します。議事参与の制限があります7番勝田徹委員の退席を求めます。

(7番勝田徹委員退席)

議長 事務局より説明させます。

高橋主査 それでは補足説明させていただきます。議案書は155ページ及び159ページをご覧ください。

議案第5号のうち整理番号3番及び31番の農地につきましては、令和5年度農地パトロールにおいて非農地と判断された土地となります。

以上で説明を終わります。

議長 本議案の農地は令和5年8月8日から行った農地パトロール、同年9月25日開催の農地パトロール結果確認会、及び同年11月24日開催の第4回農地利用最適化推進活動検討会において確認済みでありますので、現地調査報告は省略いたします。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。
議案第5号のうち整理番号3番及び31番について、原案のとお

り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって、議案第5号のうち整理番号3番及び31番は原案のとおり決定いたしました。

7番勝田徹委員の入場を許可します。

(7番勝田徹委員入場)

議長

7番勝田委員にお伝えします。只今の議案につきましては、原案のとおり決定いたしました。

議長

次に整理番号1番、2番、4番から30番まで及び32番から49番までを審議いたします。

事務局より説明させます。

高橋主査

それでは議案第5号に係る農地・非農地の判断につきまして、整理番号1番、2番、4番から30番まで及び32番から49番までを補足説明させていただきます。議案書は155ページから161ページまでをご覧ください。

今回の案件は令和5年度農地パトロールにおいて非農地と判断された土地となります。

以上で説明を終わります。

議長

本議案の農地は令和5年8月8日から行った農地パトロール、同年9月25日開催の農地パトロール結果確認会、及び同年11月24日開催の第4回農地利用最適化推進活動検討会において確認済みでありますので、現地調査報告は省略いたします。

議長

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長

無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第5号のうち整理番号1番、2番、4番から30番まで及び32番から49番までについて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって、議案第5号のうち整理番号1番、2番、4番から30番まで及び32番から49番までは原案のとおり決定いたしました。
武田推進委員の入場を許可します。

(武田美紀推進委員入場)

議長 武田推進委員にお伝えします。只今の議案につきましては、原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第9、議案第6号、滝沢市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定についてを議題といたします。
事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第6号、滝沢市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定について補足説明いたします。議案書は163ページから181ページまでをご覧ください。なお、概要につきましては163ページの方にまとめておりますので、こちらをご覧ください。

農業委員会法第7条第1項において農業委員会は「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を定めるよう努めなければならないと規定されており、この指針に基づきその農業委員会における農地利用最適化等の活動が行われることとなっております。また、この指針は農業委員会の委員の改選等の時期により適宜見直しを図っていくものとされております。

今回、本会では委員改選が行われましたことから、それに合わせる形で現在の当市の状況や前回の改定以降に国・県から新たに盛り込むべきと示された内容等を反映することにより指針の改定を行うものでございます。今回の改定案につきましては、同法第7条第2項に基づく意見徴収を事前に農業委員及び農地利用最適化推進委員に対して行わせていただいたところであり、特に異論等のご意見はございませんでした。

指針の内容に関するこの場での詳細な説明につきましては、意見徴収の際も含め事前に配布を行わせていただいておりますので省略とさせていただきます。

以上で補足説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第10、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について、日程第11、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、及び日程第12、報告第3号、農地転用届出の確認事務報告についてにつきましては、お手元の議案書182ページからのおとりとなっておりますのでご確認願います。

議長 以上をもちまして本日の議事日程は全て終了しました。
これをもって、第6回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和5年12月25日(月) 午前11時24分

議 長 _____

会議録署名人 2 番委員 _____

会議録署名人 4 番委員 _____

これは原本である。

令和5年12月25日

滝沢市農業委員会 会長 駿河 信一